

## 行政財産の目的外使用許可取扱要領

(平成6年9月9日付 6川企管第261号)

最近改正 令和4年1月25日付 3川財運第1127号

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市財産規則(昭和39年川崎市規則第33号。以下「財産規則」という。)第66条の規定に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可(以下「使用許可」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の原則)

第2条 使用許可にあたっては、使用を認める範囲を必要最小限度にとどめ、使用を終了した場合の原状回復が容易にできるように現状のまま使用させることを原則として運用しなければならない。

(許可をすることができない場合)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可をすることはできない。ただし、第1号から第3号までのいずれかに該当する場合で特にやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

- (1) 財産の現状を変更して使用しようとする場合であって、その変更によって当該財産を容易に原状に回復することができないものであるとき。
- (2) 独立した建物又は土地の全部又は大部分を使用しようとするものであるとき。
- (3) 使用しようとする土地に建物その他相当堅固な施設を設置しようとするものであるとき。
- (4) 許可条件を履行する能力を有しないと認められるものであるとき。

(申請者の審査等)

第4条 使用許可にあたっては、許可後において使用を許可した部分を含む行政財産の適正な管理運用に障害を及ぼすおそれがないようにするため、行政財産を使用しようとする者(以下「申請者」という。)について、その資力、信用、能力等を十分に審査しなければならない。

2 川崎市暴力団排除条例(平成24年条例第5号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づく施策として、申請者が次の各号(以下「暴力団等」という。)に該当するものか否かについて、申請者本人の同意を得たうえで、神奈川県警察本部長に対して確認を行うものとする。

- (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (4) 条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (5) 条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

3 前項の規定にかかわらず、使用許可期間が一週間以内のものについては、誓約書(別記様式)を提出することにより、神奈川県警察本部長に対して確認を行わないことができる。ただし、本項の定めにかかわらず、前項各号に該当する暴力団等であると疑わしい場合は、神奈川県警察本部長に対して確認を行うものとする。

4 第2項の確認については、申請者が国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人等、明

らかに暴力団等でない場合は、行わないことができる。

5 第2項の確認の結果、申請者が暴力団等と認められた場合は、当該使用許可は行わない。

6 第2項の確認を行うために必要な個人情報の提供について、申請者がこれを拒んだ場合、当該使用許可は行わない。

(許可期間の終期)

第5条 使用許可の期間の終期は、財産規則第24条に規定する期間を超えない範囲で会計年度の終期にあわせるものとする。ただし、申請者の使用希望期間がその会計年度の終期前に終了するとき、更新が予想されない臨時的な使用であるとき、その他特に理由があると認められるときは、この限りでない。

(延滞金等)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、川崎市財産条例(昭和39年川崎市条例第9号)第3条第1項及び第2項に規定する使用料を財産規則第25条に規定する納期限までに納付しないときは、川崎市債権管理条例(平成25年川崎市条例第42号)の規定に基づき延滞金の徴収、督促及び滞納処分を行うものとする。

(許可条件)

第7条 使用許可をする場合は、次の条件を付さなければならない。ただし、条件を付すことが適当でないときその他条件を付さないことについて特段の事情があるときは、その範囲で条件を付さないことができる。

(1) 財産を使用目的以外に使用してはならない。

(2) 財産を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(3) 財産の原状を変更し、又は財産に工作物等を設置してはならない。ただし、市が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。

(4) 財産を使用するための必要費、財産に投じた有益費その他の費用を市に請求することはできない。

(5) 使用者の責に帰すべき事由により財産の全部又は一部を滅失若しくは毀損した場合は、原状に回復し、又はその損害を賠償する義務を負う。

(6) 財産の使用に伴い市に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負う。

(7) 財産の使用について、市が実地に調査し、資料の提出若しくは報告を求め、又は財産の維持管理のために必要な指示をしたときは、これに応じなければならない。

(8) 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、すみやかに財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。

(9) 次のいずれかに該当するときは、市は許可を取り消すものとする。市は、許可の取消しによって使用者に生じた損失を補償しない。

ア 公用又は公共用に供するため、財産を使用する必要が生じたとき。

イ 使用者に許可条件に違反する事実があると認められるとき。

ウ 申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。

エ 使用者が暴力団等であることが判明したとき。

(10) 使用許可の更新を受けようとする場合は、許可期間満了の30日前までに申請をしなければならない。

- (11) 住所又は氏名を変更したときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- (12) 財産の附帯設備等の使用に伴う光熱水費等（相当額）を負担しなければならない。
- (13) 既納の使用料は還付しない。ただし、（9）アに該当する場合は除く。
- (14) 許可期間中に消費税率等が変更になった場合は、当該税率等が適用される日以降の使用料を変更する。

2 前項第12号の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する条件を付さないことができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法令等により市の負担が定められている場合
- (2) 公衆電話機及び公衆電話室を設置する場合
- (3) 施設の利用者の利便性等の向上に大きく寄与する場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

3 前項各号に該当する場合については、その理由を明記した資料を使用許可の決裁に添付するものとする。

（光熱水費等の負担）

第8条 前条第1項第12号に規定する光熱水費等については、新たに使用許可を行う場合で電気・ガス・水道等の使用が必要となり、かつ、使用者と供給事業者による直接供給に係る手続により、使用者が供給事業者へ直接費用負担できる場合を除き、「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準」（平成27年1月19日付26川財運第717号）によるものとする。

（申請に対する処分に係る標準処理期間）

第9条 使用許可申請に基づいて行う事務に係る標準処理期間（行政手続法第6条の標準処理期間をいう。）は、30日とする。

（許可の取消し）

第10条 使用許可をした場合において、第7条第9号のいずれかに該当するときは、地方自治法第238条の4第9項の規定等に基づき当該使用許可を取り消すものとする。

（原状回復）

第11条 使用許可をした財産については、当該許可の期間の満了日（使用許可を取り消した場合にあっては、指定する期日）までに、当該使用者の負担により原状に回復させようとして返還させなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（教示）

第12条 使用許可及び不許可並びに使用許可の取消しの行政処分をする場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項に規定する教示をしなければならない。

（許可の対象としない使用）

第13条 次の各号のいずれかに該当する行政財産の使用については、使用許可を必要としない。

- (1) 指定金融機関の公金取扱業務のために事務室を使用するとき。
- (2) 報道機関の記者等の控室等として事務室を使用するとき。
- (3) 清掃、警備等を委託した場合における委託業務の実施のために施設を使用するとき。  
（当該委託業務契約書に場所の提供を明記されている場合に限る。）
- (4) 市有施設専用の電気等の供給設備を設置するために施設を使用するとき。

(5) 委託契約により公衆電話設備を設置するために施設を使用するとき。

(特例)

第14条 この要領によることが著しく不相当又は困難と認められる特別な事情があるときは、市長の承認を得て別の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、使用料の算定基準及び貸付料の算定基準（平成28年10月3日付け28川財運第693号）の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月25日から施行する。

別記様式

誓 約 書

私は、自己又は自社の役員全員が、次のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

- (1) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項各号又は第 2 項各号に規定する行為をしている者

川崎市が必要と認める場合には、上記（1）又は（2）に該当する者ではないことを確認するため、神奈川県警察本部長に照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を提供することについて承諾します。

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所

商号又は名称

ふ り が な

代表者職氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名)

代表者個人の住所